| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |
|---|---|
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |

5　新信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条又は第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

6　新信組告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（少数株主持分等に係る経過措置）

**第七条**　新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新銀行告示第二十八条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧銀行告示第二十九条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧銀行告示第二十八条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3　新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新持株告示第十七条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧持株告示第十八条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧持株告示第十七条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5　新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新信金告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6　新信金告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等（次項において「連結子法人等」という。）のうち新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信金告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

7　新信金告示第二十五条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額のうち、同項から第三項までの規定により新信金告示第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後少数株主持分の額、新信金告示第二十三条第一項第四号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新信金告示第二十四条第一項第四号に掲げるＴｉｅｒ２資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等の新信金告示第二十二条第三項に規定する普通出資に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の新信金告示第二十三条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の新信金告示第二十四条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |
|---|---|
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |

8　新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新信組告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

9　新信組告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信組告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。